

関係団体の長 殿

栃木労働局長



10月における年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年次有給休暇の全国的な動向を見ますと、取得率は平成27年で48.7%となっており、経年的に見ても5割を下回る水準で推移し、また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は7.7%（平成28年）と依然として1割弱となっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）や「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日閣議決定）においても、「来年度から地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられ、年次有給休暇の取得日を一層促進する取組が求められているところです。

さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）では、国が取り組む重点対策として、年次有給休暇の取得促進のため、翌年度の年次有給休暇の計画づくりの時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、全国の労使団体や個別企業労使に対し集中的な広報を実施するとされているところです。

つきましては、別添ポスターの掲示及びリーフレットの配布、別紙広報例文について、貴職において発行されております広報誌（紙）への掲載及びホームページへの掲載等、周知広報に御理解を賜るとともに御配慮をお願いいたします。